

業 務 委 託 台 帳

1. 契約状況

業務番号	第143号	業 務 名	庁舎移転に伴う端末移設等業務					
請負業者	業 務 場 所					野辺地町字野辺地123番地1(野辺地町役場)		
青森市大字三内字丸山393番地270 株式会社青森電子計算センター	執行方法	随意契約	指名業者	1	者	見積回数	1	回
		当 初		変更契約				
業務概要	設計額・予算額	金1,276,000 円		円				
	予定価格	金1,276,000 円		—				
	見積開札年月日	令和4年9月21日		—				
第2庁舎から第3庁舎への機能移転に伴う、ネットワーク機器及びパソコン端末等の移設、また、ネットワーク機器の設定変更及びLANケーブルの敷設	契約年月日	令和4年9月26日						
	契約総額	金1,188,000 円		円 (増減額 円)				
	履行期限等	令和4年10月28日						
	着手年月日	令和4年9月27日		—				
	完了年月日	令和4年10月20日		—				
	検査年月日	令和4年10月20日		—				
	引渡年月日	令和4年10月21日		—				
(契約変更の理由)								

2. 支払状況

区分	支払金額	支払累計金額	支払日	検査日	検査員職氏名
前 金 払	円	円			
中間前払金	円	円			
部 分 払	円	円			
完 成 払	金1,188,000 円	金1,188,000 円	R4/11/10	R4/10/20	防災管財課長 西館 峰夫

3. 指名業者

	業者名		業者名
1	株式会社青森電子計算センター	7	
2		8	
3		9	
4		10	
5		11	
6		12	
随意契約の場合、その理由及び業者選定理由	本業務は第2庁舎から第3庁舎への機能移転による端末機器の移設・設置及び設定変更作業等を行うものである。移設予定の端末機器については(株)青森電子計算センターが保守を受託しており、導入及び設定等についても同社が整備したものであるため、端末機器の性質等を熟知の上、移設作業及び移設後の設定変更作業等を円滑にできるのは同社のみである。また、同社は移設後の性能、作動状態等に対して一貫して責任を持つことができる唯一の事業者である。 以上のことから、当該業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、同社と随意契約を締結する。		

(担当課: 防災管財課 担当者: 船橋 龍也)

※この様式は、建設工事のほか、建物等の修繕、印刷製本業務の契約台帳として使用すること。
 ※仮契約に係る事業等については、適宜様式を修正のうえ使用すること。